

司法試験受験特別措置検討会開催要領

平成17年3月17日一部改正

平成22年4月28日一部改正

1 目的

司法試験受験特別措置検討会（以下「検討会」という。）は、身体に障害を持つ者等について、司法試験及び司法試験予備試験における公平な受験の機会が確保されるよう、受験のための特別の措置の在り方、基準、審査方法等の検討を目的とする。

2 検討事項

検討会及び構成員の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 受験特別措置の在り方、基準、運用等に関すること。
- (2) 受験特別措置の個別審査の方法等に関すること。
- (3) 受験特別措置の個別審査案件に関すること。

3 構成員

検討会は、医師、特別支援教育の専門家等によって構成する。

4 会議等

- (1) 検討会は、法務省大臣官房人事課長（以下「人事課長」という。）の求めにより、随時、会議を開催する。
- (2) 構成員は、会議の開催にかかわらず、司法試験委員会又は人事課長の求めにより、2に関して意見を述べることができる。

5 報告

人事課長は、検討会における検討結果について、速やかに司法試験委員会に報告するものとする。

6 庶務

検討会の庶務は、法務省大臣官房人事課において行う。